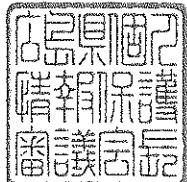




広個人審議第1号  
平成30年2月23日

広島県知事様  
広島県教育委員会様  
広島県公安委員会様  
広島県警察本部長様  
広島県選挙管理委員会様  
広島県人事委員会様  
広島県監査委員様  
広島県労働委員会様  
広島県収用委員会様  
広島海区漁業調整委員会様  
広島県内水面漁場管理委員会様  
広島県公営企業管理者様  
広島県病院事業管理者様  
公立大学法人県立広島大学様

広島県個人情報保護審議会  
会長 横藤田誠



収集を制限する個人情報の例外的な収集について（答申）

平成29年11月20日付け総務第1157号、広教委総第951号、広公委第2687号、  
広総務第9号、29県選第91号、29広人委第183号、広監委第134号、広労委第203号、  
広収第29001号、海区第15号、内水第7号、企総第439号、県病第192号及び  
県広大第32号並びに平成30年2月2日付け障支第3874号で諮問のことについて、別紙1（類型事務）及び別紙2（個別事務）の事務とすることを適當と認めます。

なお、運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

## 1 留意事項

- (1) 別紙1（類型事務）に該当する事務における取扱いに特に配慮を要する個人情報の収集は、実施機関において事務の目的や内容を十分に精査し、当該事務の執行上必要であり、かつ、欠くことができないものに限ること。  
特に、類型事務2については、出版、報道等により公にされている情報であることをもって安易に判断することがないよう、十分に留意すること。

- (2) 実施機関は、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する事務を行うに当たっては、個人情報を収集する必要性を十分に検討するとともに、別紙1（類型事務）に該当するかどうかについて、必要に応じて広島県個人情報保護条例の担当部署に対して確認すること。

2 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 11 月 20 日	諮問を受けた。
平成 29 年 11 月 24 日 (第 1 回審議会)	諮問の審議を行った。
平成 29 年 12 月 27 日 (第 2 回審議会)	諮問の審議を行った。
平成 30 年 2 月 2 日	諮問を受けた。
平成 30 年 2 月 9 日 (第 3 回審議会)	諮問の審議を行った。

3 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
岩 下 智 伸	広島県議会議員	県議会の議員
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
藤 岡 達 麻	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
森 永 康 子	広島大学大学院教育学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者

## 別紙1

## 類型事務

番号	類型	収集する個人情報										収集する理由又は必要性
		①人種	②信条	③社会的身分	④病歴	⑤犯罪の経歴	⑥犯罪被害	⑦障害	⑧健康診断結果	⑨医師の指導等	⑩刑事责任事件	
1	相談、要望、陳情、意見等の対応事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県民等（実施機関の職員を含む。）から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、取扱いに特に配慮を要する個人情報があるが、これらの人情報は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、実施機関としては、その性質上、収集の選択の余地がない。また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する場合がある。
2	刊行物等で公になつていてる情報の収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大学等の教育・研究機関や博物館、美術館等の施設における研究若しくは調査又は実施機関における施策遂行のため、目的の範囲内で、新聞や書籍、インターネット等から、出典等の収集元を明らかにした上で、取扱いに配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
3	栄典、表彰等の選考事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	榮典、表彰等を行う場合において、選考事務を行う上で取扱いに特に配慮を要する個人情報として犯罪の経歴等を確認する必要がある。また、栄典、表彰等の中には、その趣旨・目的や性質上、候補者の信条の確認が必要なものがある。

番号	類型	収集する個人情報										収集する理由又は必要性
		① 人種	② 信条	③ 社会的身 份	④ 病歴	⑤ 犯罪 の経 歴	⑥ 犯 罪 被 害	⑦ 障 害	⑧ 健 康 診 断 結 果	⑨ 医 師 の指 導等	⑩ 刑 事 事件	
4	海外からの研修生、来訪者等の受入れ等に関する事務	○	○	○				○				海外からの各種の研修生や来訪者等を受け入れるに当たって、食事の制限や生活習慣の違い等を明確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るほか、海外における関係団体への支援等を行うに当たって、当該関係団体の構成員等の情報を把握するため、人種、人種、信条等取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
5	病院、保健所、大学等の機関における診療、予防行為、衛生対策、研究等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	医療機関や保健所、大学等において、患者や受診者等の病状等に合わせて的確な医療行為や予防のための行為、衛生対策、研究等を行う上で、患者等から取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
6	作文、論文、絵画等の審査事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各種のコンクールや試験の作文、論文、絵画等の記述等は、本人の自由な意思で行われている。また、これらの中には、対象となる者の個人情報を求めることがある。 これらの中に、取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる場合があり、事務の目的の範囲内で収集することがある。

番号	類型	収集する個人情報										収集する理由又は必要性
		①人種	②信条	③社会的身分	④病歴	⑤犯罪の経歴	⑥犯罪被害	⑦障害	⑧医師の指名等	⑨健康診断結果	⑩刑事责任事件	
7	公共用地の取得等に関する事務	○	○									公共事業において必要な土地等を取得する場合、土地等の取得に伴い損失補償する場合又は公共工事の施工に起因して発生する損害等を補てんする場合、その費用を負担するに当たり、信教等の信条(墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転の費用の損失補償額の算定のため)又は嫡出であるかどうか(相続分を確定させるため)に関する個人情報を収集する場合がある。
8	職員等の人事管理等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職員(採用予定者を含む。)の人事管理等に関する事務において、職員や職員の家族等の病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
9	学校等の教育・指導機関における事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	学校等の教育・指導を行なう機関において、生徒等に対する教育指導、生活指導、保健指導等や、生徒又は保護者等からの相談対応を行うに当たって、当該生徒等に関する取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
10	県民等から提出される申請書等の受付事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県民等から実施機関に対して提出される申請書や届出等において、県民等が自由な意思により記述等を行うことにより、取扱いに特に配慮を要する個人情報を含まれる場合は、実施機関としては、その性質上、収集の選択の余地がない。 また、実施機関としても、当該申請書等の受付に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの人間情報を収集する場合がある。

番号	類型	収集する個人情報										収集する理由又は必要性
		①人種 人種	②信条 信条	③社会的身分 社会的身分	④病歴 犯罪の経歴	⑤犯罪被害 犯罪被害	⑥障害 障害	⑦医師の指導 健康診断結果	⑧医師の指導 医師の指導	⑨医師の指導 医師の指導	⑩刑事件 事件	
11	争訟、交渉等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	争訟や交渉等の事務に当たっては、その性質上、争訟等の当事者や関係者等から、当該争訟等の事案に関連する取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
12	監督、検査、指導、助言等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施機関以外の者に対して監督、検査、指導、助言等を行う場合に、監督等の内容に応じて、取扱いに配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
13	講習会の実施等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	講習会等の実施又は個人への取材等に当たって、講師等の経験や体験談等の内容に取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれている場合に、当該情報を収集する必要がある。 また、講習会等の主催者として又は主催者に対して参加者の推薦等を行うに当たって、参加資格の確認又は参加者に対する適切な配慮を行うために、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
14	特定の疾患又は障害を持つ者に対する給付等に関する事務								○	○	○	特定の疾患又は障害を持つ者（疾患等の疑いのある者、原子爆弾被爆者又は毒ガス障害者を含む。）に対して医療・健康等に関する給付金等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件の確認等を行いうため、病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する必要がある。

番号	類型	収集する個人情報										収集する理由又は必要性	
		① 人種	② 信条	③ 社会的身 份	④ 病歴	⑤ 犯罪 の経 歴	⑥ 犯 罪 被 害	⑦ 障 害	⑧ 健 康 診 断 結 果	⑨ 医 師 の指 導等	⑩ 刑 事 事 件	⑪ 少 年 保 護 事 件	
15	広報等における画像の収集					○		○					広報や県が実施する業務の記録を目的として、写真又は動画等の撮影を行うことにより、外形上明らかな病歴や障害の画像を収集する場合がある。
16	税外債権の徴収に関する事務					○	○	○	○	○	○		税外債権の徴収に当たって、債務者の事情等を調査する必要が生じた場合に、当該債務者等の病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
17	手数料、使用料等の減免等の確認事務					○	○	○	○	○	○		傷病や心身の機能障害を有する者（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者等）を手数料等の減免等の対象としたる場合に、対象となるかどうかを確認する必要がある。
18	実施機関以外が交付する奨学生等の申請事務					○	○	○	○	○	○		実施機関以外の機関等が交付主体となつていている奨学金、助成金等を、実施機関がとりまとめ等を行つて申請する場合、交付主体が設けている交付条件の中には、健康診断の結果等の取扱いに特に配慮を要する個人情報があり、当該情報を収集する場合がある。
19	職員駐車場利用承認事務							○	○	○	○		職員駐車場の利用承認に当たって、身体に障害のある者等であることをその要件としている場合、申請した職員が当該要件に該当するかどうかを確認するために、障害等の取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する必要がある。

別紙2

務事別固

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報	収集する理由又は必要性	実施機関 (平成29年度)			
① 人種 ② 信条 ③ 社会的身 的分	④ 病歴 ⑤ 犯罪 の経 歴	⑥ 犯罪 被害 者	⑦ 障害 者	⑧ 健康 診断 結果	⑨ 医師 の指 導等	⑩ 刑事 事件	⑪ 少年 保護 事件	
4 災害等発生時公 衆衛生活動等事 務	災害等の発生時に、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、当該災害等による被災者に対する調査や支援を行うほか、災害派遣精神医療チームの派遣調整等を行う。	○	○	○	○	○	○	災害等による被災者に対する医療救護や健康相談等を行う上で、当該被災者の病歴等の個人情報を収集する必要がある。  知事
5 不妊治療等助成 事業事務	不妊症の診断及び治療のための費用の一部を助成する。		○	○	○	○	○	助成の可否及び金額を確定するため、治療等の内容及び費用を確認するに当たって、病歴等の個人情報を収集する必要がある。  知事
6 児童自立支援施 設(広島学園) 入所者処遇事務	児童自立支援施設(広島学園)入所児童・生徒等の処遇に関する帳簿を整備する。		○	○	○	○	○	帳簿に心身の状況、入所に至った経緯等、当該児童・生徒等の指導等に必要な事項を記載する必要がある。  知事
7 一時保護事務	児童を一時保護する。		○	○	○	○	○	対象となる児童の心身の状況、その他の状況(家庭環境、保護者の状況等)を把握する必要がある。  知事

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報						実施機関 (平成29年度)					
			①人種 人種	②信条 信条	③社会的身 的身分	④病歴 病歴	⑤犯罪 の経 歴	⑥犯 罪被 害	⑦障 害	⑧健 康診 断結果	⑨医 師指 導等	⑩刑 事事件	⑪少 年保 護事 件	
8	広島県がんピア サポート登録 等事務	広島県がんピア サポートの養成 研修を行い、サポ ーターの登録及び 管理を行う。			○								がん治療体験者又はその家族であ ることをサポートの登録要件とし ているため、サポート登録希望者 又はその家族の病歴を確認する必 要がある。	知事
9	広島がん高精度 放射線治療セン ター運営事務	県立広島がん高 精度放射線治療セ ンターの管理運営 及び利用促進策の 検討を行う。			○				○				県立広島がん高精度放射線治療セ ンターを受診した者の情報（受診 した事実や受診内容）を収集する必 要がある。	知事
10	原爆養護ホーム 養護等実施事務	原爆養護ホーム における養護の決 定等を行う。			○				○	○	○		適正な入所施設を選定するととも に、原爆養護ホームにおける養護等 を実施するため、申込者（原子爆 被爆者）の個人情報を収集す る必要がある。	知事
11	広島県はつらつ 家族表彰事務	歯及び口腔が正 常かつ疾病異常が なく健康である者 を表彰する。								○			表彰対象者を選出するに当たつ て、候補となる者の口腔検査の結果 の情報を収集する必要がある。	知事

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報							収集する理由又は必要性	実施機関 (平成29年度)	
			①人種	②信条	③社会的身分	④病歴	⑤犯罪の経歴	⑥犯罪被害	⑦障害	⑧健康診断結果	⑨医師の指導等	
12	行方不明・身元不明の認知症高齢者等照会事務	各自治体で認知症のある高齢者等が行方不明となつた場合や、認知症の疑いのある身元不明者を保護した場合に、関係する自治体(都道府県、市町村)間で情報を共有し、行方不明者の早期発見、身元不明者の早期身元判明につなげる。							○			本人特定につながる情報（認知症の程度や健康状態など）の共有が必要なことから、当該情報を収集する必要がある。
13	広島県思いやり駐車場利用制度実施事務	広島県思いやり駐車場利用証交付制度に基づき、利用証の交付を行う。							○			利用証の交付申請の審査に当たって、申請者が交付対象者であるかどうかの判断を行うため、申請者の障害等の個人情報を収集する必要がある。
14	療育手帳交付事務	知的障害者に対して療育手帳を交付する。							○			対象者であるかどうかを確認するため、障害に関する個人情報を収集する必要がある。

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報							実施機関 (平成29年度)
			①人種 人種	②信条 社会的身 的分 分	③病歴 犯罪の経 歴	④障害 被害	⑤健康 診断 結果	⑥医師の指 導等	⑦刑事件 事件	
15	盲ろう者向け通 訟・介助員派遣 事業事務	盲ろう者に対する 通訟・介助員の 利用状況を管理す る事務を行なう。				○				知事
16	障害者支援施設 入所調整事務	障害者支援施設 の利用希望者の入 所に關し、当該利 用希望者と、市町 及び施設管理者と の間の広域的な調 整・支援を行う。				○	○	○		知事
17	広島県ペアレン トメンターの養成 及び登録事務	広島県ペアレン トメンターの養成 研修を行い、メン ターの登録及び管 理を行う。						○		知事

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報						収集する理由又は必要性		実施機関 (平成29年度)	
			①人種 人種	②信条 社会的身 的分	③病歴 の経 歴	④犯罪 の経 歴	⑤犯罪 被害	⑥障害 被 害	⑦障害 被 害	⑧健康 診断 結果	⑨医師 の指 導等	
18	高等技術専門校等の訓練生等に対する災害見舞金給付事務	高等技術専門校、技術短期大学校及び障害者職業能力開発校の訓練生及び学生に対して、災害見舞金の支給を行う。					○		○			職業訓練上若しくは通校途上に負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡した場合に、災害見舞金を支給することとしていることから、対象となる訓練生等の病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。
19	職業訓練手当支給事務	公共職業能力開発施設等で職業訓練を受ける障害者等の就職困難者等に対して職業訓練手当を支給する。					○		○			支給対象となる訓練期間を算定するに当たって、やむを得ない理由により訓練を受けなかった日数を考慮することとしており、その確認のために病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。
20	精神障害者に対する職業訓練事務								○			県内の高等技術専門校において実施する精神障害者に対する職業訓練について、主治医の意見を参考とし、精神障害者職業訓練連絡調整会議において協議した上で訓練職種を決定することとなつているため、対象者の病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報						収集する理由又は必要性	実施機関 (平成29年度)				
			①人種	②信条	③社会的身分	④病歴	⑤犯罪の経歴	⑥犯罪被害	⑦障害	⑧健康診断結果	⑨医師の指導等	⑩刑事事件	⑪少年保護事件	
21	小規模事業経営者支援事業費補助金交付事務	商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助金等を交付する。				○			○	○			補助対象となる経営指導員等が変更となる場合には、変更後の経営指揮員が継続的に勤務できるか確認するため、当該経営指導員の健診結果を、欠勤等の結果の情報を利用した場合欠勤短時間勤務制度を利用して必要な指示は、商工会等に對して必要な原因に応じて個別に、欠勤等の原因に応じて個別に、当該経営指導員の病歴等に関する必要がある。	知事
22	中小企業連携組織対策事業費補助金交付事務	広島県中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織化等の事業に対し補助金を交付する。							○			○	補助対象となる職員が1か月を超えて欠勤等することとなつた場合は、広島県中小企業団体中央会に対して必要な指示を行うために、欠勤等の原因に応じて当該職員の病歴等に関する個人情報を収集する必要がある。	知事
23	県當住宅入居決定等に関する事務	県當住宅の入居選考を行う。							○	○	○		県當住宅の入居申込者の選考を行うとともに、県當住宅駐車場の確保を必要とする理由を確認するに当たって、申込者等の病歴等の個人情報を収集する必要がある。	知事

番号	事務の名称	事務の概要	収集する個人情報								収集する理由又は必要性	実施機関 (平成29年度)		
			①人種	②信条	③社会的身份	④病歴	⑤犯罪の経歴	⑥犯罪被害	⑦障害	⑧健康診断結果	⑨医師の指導等	⑩事件等	⑪少年保護事件	
24	事故報告に関する事務	広島県立高等学校等において発生した事故の内容を把握する。					○		○	○			事故の内容を被害生徒等から収集する必要がある(④及び⑥は法令等の規定に基づき収集する。)	教育委員会
25	特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学校に在籍する生徒等の保護者等に対して必要な経費の一部を扶助する。					○		○	○			経費の支弁区分の決定に当たつて、児童福祉施設等への入所に係る資料を収集する必要があり、その内容から病歴等の個人情報を収集することとなる。	教育委員会
26	視覚障害者等又は来館困難者等の利用等に関する事務	県立図書館における対面朗読、視覚障害者等のために作成された資料又は郵送貸出の利用の可否を判断する。					○		○	○			利用希望者の利用資格を確認するため、障害等に関する個人情報について収集する必要がある。	教育委員会